

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、認知症を正しく理解し、認知症の方にやさしい接し方や取り組みを行っている豊山町内の店舗及び事業所を「豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所」（以下「認定店」という。）として認定することにより、認知症の方が安心して店舗や事業所を利用し、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくことを目的とする。

(認定対象)

第2条 認定対象は、以下の要件をすべて満たす店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）とする。

- (1) 豊山町内で営業する小売店、飲食店又はその他サービス業等の店舗等であること。ただし、介護保険事業所は対象外とする。
- (2) 認知症サポーター養成講座を受講した事業主若しくは管理者（以下「事業主等」という。）又は概ね1割の従業員が在籍する店舗等であること。
- (3) 町が交付する、認知症の方にやさしいお店・事業所認定ステッカー（以下「ステッカー」という。）を店舗等の目立つ位置に掲示する意思があること。

2 前項の規定に関わらず、以下に該当する店舗等は対象外とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業所
- (2) 特定の宗教もしくは政治団体と関わる事業を行うもの
- (3) 豊山町暴力団排除条例（平成24年豊山町条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有するもの
- (4) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (5) その他、認定店として適当でないと認められるもの

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする店舗等は、豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(認定の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認定基準を満たしていると認められる場合は、豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所決定通知書（様式第2号）及びステッカーを交付するものとする。なお、認定内容は自動更新とする。

(認定店への協力依頼事項)

第5条 認定店は、次の各号に掲げる事項に対して協力するものとする。

- (1) 店舗内の案内表示をわかりやすくするなど、認知症の方への配慮を心掛けること。
- (2) 困っている様子が見られる認知症等高齢者に対し、必要に応じて相談窓口として町の地域包括支援センターを案内するなど連携を図ること。
- (3) 認定店の事業主等は、従業員の認知症サポーター養成講座受講状況を管理するとともに、講座受講修了者が不在とならないよう、適宜従業員向けに認知症サポーター養成講座の開催を企画すること。
- (4) 行方不明高齢者情報のメール配信サービスである「高齢者見守りメール（おかえりネット）」に登録し、必要に応じて従業員に対し情報提供を行うこと。

(認定店への支援内容)

第6条 町は、認定店に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 町の広報媒体や町公式ウェブサイトにおいて、認定店の名称等を公表し、認定店の周知に努めること。
- (2) 町及び地域包括支援センターは、認定店との連携に努め、必要に応じて認知症等に関する情報提供、相談支援を行うこと。

(変更の届出)

第7条 認定店は、名称や所在地等を変更したときは、遅滞なく豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定変更届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(辞退の届出)

第8条 認定店は、認定基準を満たさなくなったとき又は継続して認定を受ける意思がなくなったときは、遅滞なく、豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定辞退届（様式第4号）を町長に提出するとともに、ステッカーを撤去しなければならない。

(認定の取り消し)

第9条 認定店が次のいずれかに該当する場合、町長は認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認定対象要件を満たさなくなったとき。

- (2) 法令等に違反し、処分等を受けたとき。
- (3) その他、本制度の目的に反する行為があったとき。

(秘密保持)

第10条 認定店は、当該事業において知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定申請書

年 月 日

豊山町長

申請者
名 称
代表者名

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定実施要領 3 条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

店舗・事業所名	
業 種	☐ 金融業、保険業 ☐ 小売業 ☐ 飲食サービス業 ☐ 娯楽業 ☐ 生活関連サービス業 ☐ 不動産業 ☐ 運輸業、郵便業 ☐ その他（ ）
所 在 地	〒
電 話 番 号	
認知症サポーター 養成講座受講状況	・事業主・管理者の受講 ☐ あり ☐ なし ・従業員の受講 人／ 人中
ステッカー 掲示予定場所	(大ステッカー) (小ステッカー)
掲 載	・町公式ホームページへの掲載希望（公開情報：店舗・事業所名、住所） ☐ 掲載を希望する ☐ 掲載を希望しない ・掲載を希望する認知症に関する取り組み内容（PR 事項）がございましたら記載してください。
連絡先及び担当者	氏名（フリガナ）： TEL（上記と異なる場合のみ）： E - M A I L：
町が作成する認知症に関するパンフレット等の設置 ☐ 可 ☐ 不可	
豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定要領を確認しました。 ☐	

様式第 2 号（第 4 条関係）

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所決定（却下）通知書

第 年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

店舗・事業所名	
代 表 者 名	
登録について	☐ 登録します ☐ 次の理由により登録できません 理由

様式第 3 号（第 7 条関係）

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定変更届

年 月 日

豊山町長

申請者
名称
代表者名

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定実施要領第 8 条の規定に基づき、内容に変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。

変更内容	
変更前	変更後

様式第4号（第8条関係）

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定辞退届

年 月 日

豊山町長

申請者
名称
代表者名

豊山町認知症の方にやさしいお店・事業所認定事業所実施要領第9条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

店舗・事業所名	
辞退年月日	
辞退理由	